

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>令和6年度東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;"><u>令和6年3月19日</u> <u>5福祉高介第1556号</u></p> <p style="text-align: right;"><u>令和6年5月30日</u> 一部改正 <u>6福祉高介第454号</u></p> <p style="text-align: right;"><u>令和6年7月17日</u> 一部改正 <u>6福祉高介第800号</u></p> <p>第1条から第4条まで（現行どおり）</p> <p>（対象となる施設及び事業所）</p> <p>第5条 本事業の対象となる事業所は、東京都内で実施要綱第3条別表に定める介護保険法に基づく介護サービスを提供する施設及び事業所とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設又は事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するもの<u>は除く。</u>）は原則として除くものとする。</p> <p>第6条から第17条まで（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則（5福祉高介第1556号）</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 施行日から令和7年3月31日までの間、事業者が第7条第1項の規定に定める就業規則又は給与規程等を整備した場合は、令和6年4月から就業規則又は給与規程等が整備されるまでの期間に係る介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当を、複数月分まとめて支給することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則（6福祉高介第454号）</p> <p>この要綱は、<u>決定の日</u>から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p> | <p>令和6年度東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;"><u>令和6年3月19日</u> <u>5福祉高介第1556号</u></p> <p style="text-align: right;"><u>令和6年5月30日</u> 一部改正 <u>6福祉高介第454号</u></p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>（対象となる施設及び事業所）</p> <p>第5条 本事業の対象となる事業所は、東京都内で実施要綱第3条別表に定める介護保険法に基づく介護サービスを提供する施設及び事業所とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設又は事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するもの<u>を含む。</u>）は原則として除くものとする。</p> <p>第6条から第17条まで（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則（5福祉高介第1556号）</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 施行日から令和7年3月31日までの間、事業者が第7条第1項の規定に定める就業規則又は給与規程等を整備した場合は、令和6年4月から就業規則又は給与規程等が整備されるまでの期間に係る介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当を、複数月分まとめて支給することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則（6福祉高介第454号）</p> <p>この要綱は、<u>令和6年5月30日</u>から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p> |

附 則（6福祉高介第800号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。